

岐阜市立長良西小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

「銀^{しろかね}も金^{くがね}も玉も何せむにまされる宝子にしかめやも」山上憶良

(銀も金も宝石もどれほどの価値があるだろう。子どもに勝る宝物などありはしない。)

奈良時代の万葉集のこの和歌は、時代を超えて、子どもはかけがえのないもの、まさに「宝であること」や、「子を思う親の心情」は変わらないことをしみじみと感じさせる。様々な変化が予想されるこれからの社会を考えると、一人一人の子どもは、「家庭の宝」、「学校の宝」、「地域の宝」、「日本の宝」であり、そのかけがえのない子どもを、学校、家庭、地域が守ることは最重要課題であると考えます。

本校では、「未来にはばたく西っ子」を学校の教育目標に掲げている。一人一人の西っ子が、夢や希望をしっかりと掲げ、たくましい体や精神をもち、豊かな人間性や知性を磨き、日本や地域のために貢献できる人として成長してくれることを願っている。

そこで、子どもの明るい未来を阻むいじめ問題に正対し、「子どもをいじめから守ること」を学校教育の最優先課題としていくことを決意するとともに、悲しい思いをする子どもをなくすために、ここに「岐阜市立長良西小学校いじめ防止基本方針」を定めた。

これまでに、本校では、平成25年12月4日の「ひびきあい集会」において、児童会が「西っ子思いやり宣言」を発表した。そして、平成28年12月9日に現状を踏まえ下記のとおり改訂した。

西っ子思いやり宣言

- 1 だれにでも えがおであいさつします。
- 2 よいところを あいてにつたえます。
- 3 あいてのはなしをよくきき はんのうします。
- 4 「さん」をつけて なまえをよびます。
- 5 あいてのきもちをかんがえて はなします。

児童が主体的に互いの人権を守ろうとする実践行動を大切に、いじめのない明るい学校づくりを進めているところである。しかし、「いじめがどの児童にも起こり得る問題である」(条例第3条)ことを踏まえ、いじめを生まない、いじめを許さない学校づくりを一層推進していくために、本方針を日々の教育実践に生かしていくことができるようにしていく。

ここに定める「岐阜市立長良西小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行、平成29年3月14日に改訂された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法：第2条】

(2) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(3) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、絶対に許されない」

・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対する個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(4) 学校としての構え

かけがえのない大切な1人ひとり

～誰もひとりぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- 1 どの子どもも全力で応援します
→誰もひとりぼっちさせない
- 2 いつでもどんな相談も聞きます
→どんなことも受け止める
- 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導します
→いじめはみんなで必ず受け止める
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かいます
→直ちに問題解決に向けて立ち上がる

(5) 保護者の構え

- ・基本方針を踏まえ、学校と同一歩調でいじめの防止に努める。
- ・いじめに関わる問題に気付いたら、学校に知らせ、共に解決に努める。
- ・学校行事やPTA活動に積極的に参加し、家庭・地域での子どもの姿を見守り、声をかける。

2 いじめの未然防止のための取組（いじめ防止プログラム）

(1) 魅力ある学級・学校づくり

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学級・学校全体で取り組む。

① 「分かった」「できた」と実感できる授業の創造

教師一人一人が分かりやすい授業に心がけ、子どもに基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせるとともに、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、子どもの実態に応じ、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った授業を実施し、いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てていく。

② 一人一人のよさが輝く自主的・実践的な活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進します。

- ・たてわり活動での異学年交流の充実
- ・子どもの自治的・自発的な活動を支える委員会活動の充実

③ 規範意識を育むくらしづくり

子どもに基本的な生活習慣を確立させ、規範意識に基づいた行動様式を定着させることが重要である。学級だけでなく学校全体で校内規律を維持することは、学校における教育活動の基盤になるとともに、学校が安心・安全な居場所となることで子どもに安心

感を与えるとともに、望ましい人間関係の構築にも寄与し、いじめ等の問題を未然に防止することにつながると考える。

チャイムが鳴ったら着席する習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導の徹底等を図っていく。

(2) 「自分の大切さとともに他の人の大切さも認める」人権教育の推進

生命や人権を大切にす指導を進める教師自身の言動が、子どもに与える影響は、大変大きなものがある。そこで、教師自身の人権意識を高めるために、次のような研修会を位置付けていく。

- ・全校研究会等において、人権教育の観点に基づいた話し合い
- ・職員会における人権教育事例交流会

教科指導、道徳指導、学級活動、児童会活動においては、子どもたちの人権意識を高めていけるようにする。特に、人権週間の期間には、「ひびきあい活動」を設定し、児童が、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面で具体的な行動に表れるようにする指導を大切にしていく。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら、いじめに関わる情報の削除等を求める。

また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 子どもに寄り添う指導

子どもたちは、日常生活の中でいろいろなサインを出している。教職員がそのサインを早期にキャッチできるアンテナをもつことが重要である。そのために教職員は子どもたちと一緒に遊んだり、話をしたりするなどいつも子どもに寄り添う指導を大切にしていく。

(2) 教育相談活動の充実

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものであると考える。

また、定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備をする。

(3) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童・保護者に対する定期的な調査を実施する。いじめを受けていると思われる事案については、学校いじめ防止等対策推進会議を招集して適

切かつ迅速に情報共有を行い、校長の指導のもとにこれに対処する。

- ・アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年（卒業後）とする。（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）
- ・児童対象いじめアンケート調査 年5回（5月、7月、9月、12月、2月）
- ・情報提供いじめアンケート調査 年3回（6月、10月、1月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 年5回
（5月、7月、9月、12月、2月）
- ・ここタンによる毎日の情報収集、情報共有

（4）家庭・地域・関係機関等との連携

学校においては、いじめられた子どもへの心身のケアといじめた子どもへの指導といった対応のみに陥ることなく、子どもの気持ちを十分に聞き取り、よりよい人間関係が築かれていくように、関係性のつくり直しが大切になる。

そのためには、保護者との連携・協力が不可欠になる。具体的には、次のような場を活用し、いじめの問題に対する学校の構えを伝えるとともに、いじめの問題の解決やよりよい人間関係づくりに向けて、保護者との前向きな協力関係を築いていく。

- ・授業参観の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有する。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルに関わる啓発や研修を行い、ネットいじめなどの予防を図る。

（5）他校や関係機関との連携

いじめの問題は、学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

① 教育委員会との連携

- ・教育委員会へ直ちに報告
- ・関係する子どもへの支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・スクールソーシャルワーカーの活用
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

校内に「学校いじめ防止等対策推進会議」を法第22条、条例第18条に基づいて設置する。

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【法：第22条】

2 学校いじめ防止等対策推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

【条例：第18条】

本校において「学校いじめ防止等対策推進会議」では、本校の基本的ないじめ防止への取組について、以下の構成員で検討、決定する。教職員以外の構成員の会議参加は、必要に応じて校長が招集する。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、保健主事

〈必要に応じて集める部外委員〉

保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、民生児童委員、スクールロイヤー 等

5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

学期	月	取 組 内 容	備 考
前 期	4月	・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（方針、前年度の実態と対応等）	方針の確認
	5月	・職員会議（人権教育事例研修会） ・いじめ・なやみアンケートの実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導・事後指導等による教育相談週間の実施 ・PTA総会で「方針」説明 ・第1回「いじめ防止等対策推進会議」（コミュニティスクール）の実施 ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施	
	6月	・職員会議（いじめ・なやみアンケートの報告、人権教育事例研修会） ・「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日） ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・情報提供アンケートの実施	
	7月	・職員会議（人権教育事例交流会） ・「いじめについて考える日」（7月3日） ・いじめ・なやみアンケートの実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導・事後指導等による教育相談週間の実施	第1回 県いじめ 調査
	8月	・職員会議（いじめ・なやみアンケートの報告、人権教育事例交流会）	
	9月	・職員会議（人権教育事例交流会） ・いじめ・なやみアンケートの実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導・事後指導等による教育相談週間の実施 ・職員研修会（ネットいじめも含めた）	
	10月	・職員会議（いじめ・なやみアンケートの報告、人権教育事例交流会） ・情報提供アンケートの実施 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施	
	11月	・職員会議（人権教育事例交流会）	
	12月	・職員会議（人権教育事例交流会） ・「ひびきあい活動」（思いやり宣言の発表） ・保護者への学校評価（いじめを含む） ・いじめ・なやみアンケートの実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導・事後指導等による教育相談週間の実施	第2回 県いじめ 調査
	1月	・職員会議（人権教育事例交流会） ・情報提供アンケートの実施	
後 期	2月	・職員会議（人権教育事例交流会） ・第2回「いじめ防止等対策推進会議」（コミュニティスクール）の実施 ・いじめ・なやみアンケートの実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導・事後指導等による教育相談週間の実施 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施	
	3月	・職員会議（いじめ・なやみアンケートの報告、人権教育事例交流会） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回 県いじめ 調査 文科省 問題行動調 査

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法 第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策等推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職に報告し、学校いじめ防止等対策会議を開催し、直ちに管理職の指導のもと、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず管理職が児童及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

[大まかな対応順序] 【別紙フロー図参照】

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法 第28条・条例第20条に基づいて明示）

いじめにより子どもの生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・岐阜市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記の調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに岐阜北警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

次の項目について、保護者からの評価、教職員の自己評価を行う。

[保護者への評価項目]

A…よくあてはまる B…ややあてはまる C…あまりあてはまらない D…まったくあてはまらない

学校の指導について		評 価			
①	学校は、いじめの問題を絶対に許さないという毅然とした態度で指導している。	A	B	C	D
②	学校は、いじめられた子の悲しみや辛さに寄り添い、解決に向かって粘り強く指導している。	A	B	C	D
③	学校は、いじめの問題に対して、未然防止を含めて多くの職員が連携して指導している。	A	B	C	D
④	学校は、いじめの問題を最優先課題として素早く対応している。	A	B	C	D
⑤	学校は、保護者の相談を親身になって聞いたり、学校の様子を家庭に伝えたり家庭との連携を大切にしている。	A	B	C	D

ご家庭での様子について		評 価			
①	ご家庭で、いじめ・いじめにつながるような出来事や、学校での不安・悩みについてよく聞くようにしている。	A	B	C	D
②	ご家庭で、いじめは絶対許されないこと、いじめられた子の悲しみや辛さに寄り添うことが大切であると話している。	A	B	C	D
③	子どもがいじめを受けていると聞いたとき（聞いたとしたら）、担任や相談しやすい学校職員に素早く相談し、問題の早期解決に努めている。（仕方がないとあきらめていない。）	A	B	C	D
④	子どもがいじめをしていると聞いたとき（聞いたとしたら）、二度といじめをしないために何をやる必要があるのか子どもと一緒に考えたり、子どもの気持ちに寄り添って話し合ったりしている。	A	B	C	D
⑤	子どもが、いじめの傍観者になっていると気付いたとき（気付いたとしたら）見て見ぬふりをすることはいじめを助長することにつながるので、どう行動したらよいか助言している。	A	B	C	D

[教職員自己評価項目]

A…よくあてはまる B…ややあてはまる C…あまりあてはまらない D…まったくあてはまらない

項 目		評 価			
①	あらゆる機会を捉えて生命の大切さを訴えている。	A	B	C	D
②	一人一人に分け隔てなく、明るいあいさつをしたり、温かい言葉をかけたりしている。	A	B	C	D
③	よくできる児童生徒を中心に授業を進めるのではなく、どの子も授業に参加し、一人一人のよさが発揮できるようにしている。	A	B	C	D
④	不登校傾向にある児童生徒の座席等に配慮し、常に学級の一員であることを意識している。	A	B	C	D
⑤	特定の児童生徒に対するいやがらせ、仲間はずれ、暴力、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意している。	A	B	C	D
⑥	「いじめられる方にも問題がある」と、いじめの原因を被害者側のせいにしていない。	A	B	C	D

⑦	児童の名前を「あだ名」で呼んだり呼び捨てしたりしていない。また、相手を傷つけるような言葉で注意していない。	A	B	C	D
⑧	遅刻や忘れ物をした児童生徒に理由も聞かずに注意したり、叱ったりしていない。	A	B	C	D
⑨	兄弟姉妹と比べて、ほめたり叱ったりしていない。	A	B	C	D
⑩	「こんなこともできんのか」とさげすんだ言い方をしていない。	A	B	C	D
⑪	「またか」「いつもだ」などと、固定的・断定的に見ていない。	A	B	C	D
⑫	「男のくせに」「女のくせに」など、性別で差をつけたような言い方をし、男女で役割を固定した捉え方をしていない。	A	B	C	D
⑬	個人の問題を国籍や地区、クラスなど、全体の問題のように言っていない。	A	B	C	D
⑭	「よい学級」「レベルの低い学年」など、学級、学年に優劣をつけた言い方をしていない。	A	B	C	D
⑮	「しっかり勉強しないといい高校に行けない」など、進路先や職業に良し悪しをつけるような言い方をしていない。	A	B	C	D
⑯	差別を肯定したり、差別の解消に消極的な発言をしたりしていない。	A	B	C	D
⑰	学校のホームページ等に個人情報を安易に掲載していない。	A	B	C	D
⑱	連絡帳等を見開きで放置したり個人情報資料を不用意に扱ったりしていない。	A	B	C	D
⑲	本人の承諾を得ないで作文や日記の内容を話題にしたり、学級通信、研究論文などに掲載したりしていない。	A	B	C	D
⑳	家族調査や面接で知り得た情報を不用意に職場や地域で話していない。	A	B	C	D

8 個人情報の取扱い

児童の問題行動や教育相談等に関わる指導・援助の記録を残し、その記録を次年度に確実に引き継いでいくことが大切である。

しかし、その記録の利用・管理は慎重かつ適切に行わなければならない。そこで、いじめの問題に関わる情報については、個人情報保護の立場から、次のように記録を整理し、次年度に引き継いでいく。

- ・当該年度の事案について、関係児童名・いじめの概要・指導者名・指導内容・その後の経過等について記録を残す。
- ・年度替わりにおいては、記録を基にして、生徒指導主事・学年主任・学級担任等が同席して引き継ぎを行う。特に、小・中の校種をまたぐ引き継ぎにあっては、確實かつ正確に情報が共有されるよう配慮する。また、個別の教育支援計画等の情報を共有されるよう配慮する。

[令和6年4月改定]